

◎科学技術における研究開発のための協力に関する日本国政府とアメリカ
合衆国政府との間の協定の有効期間を延長する議定書

(略称) 米国との科学技術研究開発協力協定の有効期間延長議定書

平成 十一年 五月 十九日 ワシントンで
平成 十一年 五月 二十日 効力発生
平成 十一年十一月二十二日 告示

(外務省告示第四七八号)

目 次

ページ

前 文	二二六七
第一条 延長期間	二二六七
第二条 効力発生	二二六七
末 文	二二六七

科学技術における研究開発のための協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の有効期間を延長する議定書

日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、

千九百八十八年六月二十日にトロントで署名され、千九百九十三年六月十六日にワシントンで作成された議定書、千九百九十八年六月十六日にワシントンで作成された議定書及び千九百九十九年三月十九日にワシントンで作成された議定書により延長された科学技術における研究開発のための協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（以下「協定」という）の有効期間が千九百九十九年五月二十日に終了することを認識し、

協定第九条２の規定に従って行動して、

次のとおり協定した。

第一条

協定は、千九百九十九年五月二十日より二箇月間延長する。

第二条

この議定書は、千九百九十九年五月二十日に効力を生ずる。

千九百九十九年五月十九日にワシントンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

斉藤邦彦

アメリカ合衆国政府のために

メリンダ・Ｌ・キンブル

PROTOCOL EXTENDING THE AGREEMENT
BETWEEN THE GOVERNMENT OF JAPAN
AND THE GOVERNMENT OF THE UNITED STATES OF AMERICA
ON COOPERATION IN RESEARCH AND DEVELOPMENT
IN SCIENCE AND TECHNOLOGY

The Government of Japan and the Government of the
United States of America;

Recognizing that the Agreement between the Government
of Japan and the Government of the United States of America
on Cooperation in Research and Development in Science and
Technology, signed at Toronto on June 20, 1988, and
extended by the Protocols done at Washington on June 16,
1993, on June 16, 1998 and on March 19, 1999 (hereinafter
referred to as "the Agreement") will terminate on May 20,
1999;

Acting pursuant to paragraph 2 of Article IX of the
Agreement;

Have agreed as follows:

Article I

The Agreement will be extended for two months,
effective from May 20, 1999.

Article II

This Protocol will enter into force on May 20, 1999.

DONE at Washington, this nineteenth day of May, 1999,
in duplicate, in the Japanese and English languages, each
text being equally authentic.

FOR THE GOVERNMENT
OF JAPAN:

FOR THE GOVERNMENT
OF THE UNITED STATES
OF AMERICA:

(Signed) Kunihiko Saito

(Signed) Melinda L. Kimble

(参考)

この議定書は、昭和六十三年六月二十日に署名された米国との科学技術研究開発協力協定（昭和六十三年二国間条約集参照）の有効期間を平成十一年五月二十日から二箇月間延長するものである。